

●香川県告示第180号

平成12年香川県告示第283号（災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度）の一部を次のように改正し、令和5年7月14日から施行する。

令和5年7月14日

香川県知事 池 田 豊 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1 略</p> <p>1 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）とし、1人1日当たり<u>340円</u>以内とする。</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出する費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、<u>6,775,000円</u>以内とする。</p> <p>(ウ)～(キ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>2 略</p>	<p>第1 政令第3条第1項の救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 避難所</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）とし、1人1日当たり<u>330円</u>以内とする。</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し、又は供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>ア 建設型応急住宅</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出する費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、<u>6,285,000円</u>以内とする。</p> <p>(ウ)～(キ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p>

(1) 略

ア・イ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,230円以内とする。

エ 略

(2) 略

3 略

(1)・(2) 略

(3) 略

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	世帯区分					
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月1日から9月30日まで)	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	5人を超える人数1人につき、 <u>8,000円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額
冬季 (10月1日から3月31日まで)	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	5人を超える人数1人につき、 <u>11,600円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア・イ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,180円以内とする。

エ 略

(2) 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)・(2) 略

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。
なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	世帯区分					
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月1日から9月30日まで)	18,700円	24,000円	35,600円	42,500円	53,900円	5人を超える人数1人につき、 <u>7,800円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額
冬季 (10月1日から3月31日まで)	31,000円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円	5人を超える人数1人につき、 <u>11,300円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	世帯区分					
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月1日から9月30日まで)	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	5人を超える人数1人につき、 <u>2,700円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額
冬季 (10月1日から3月31日まで)	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	5人を超える人数1人につき、 <u>3,700円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額

(4) 略

4・5 略

6 略

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 災害のため住家が半壊し、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり50,000円以内とする。

ウ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(2) 日常生活に必要な最低限度の部分の修理

ア 災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度

世帯区分 季別	世帯区分					
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月1日から9月30日まで)	6,100円	8,200円	12,300円	15,000円	18,900円	5人を超える人数1人につき、 <u>2,600円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額
冬季 (10月1日から3月31日まで)	9,900円	12,900円	18,300円	21,800円	27,400円	5人を超える人数1人につき、 <u>3,600円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額

(4) 略

4・5 略

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくは

の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 706,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円

ウ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内）に完了するものとする。

7 略

8 略

(1)・(2) 略

(3) 略

ア 略

イ 略

(ア) 小学校児童 1人当たり 4,800円

(イ) 中学校生徒 1人当たり 5,100円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 5,600円

(4) 略

9 略

(1)・(2) 略

(3) 埋葬のために支出する費用は、1体当たり、12歳以上の者については219,100円以内、12歳未満の者については175,200円以内とする。

(4) 略

10 略

11 略

(1)～(3) 略

(4) 略

ア 略

これらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 655,000円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円

(3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内）に完了するものとする。

7 略

8 学用品の給与

(1)・(2) 略

(3) 学用品の給与のために支出する費用は、次の額以内とする。

ア 略

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり 4,700円

(イ) 中学校生徒 1人当たり 5,000円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 5,500円

(4) 略

9 埋葬

(1)・(2) 略

(3) 埋葬のために支出する費用は、1体当たり、12歳以上の者については213,800円以内、12歳未満の者については170,900円以内とする。

(4) 略

10 略

11 死体の処理

(1)～(3) 略

(4) 死体の処理のために支出する費用は、次に掲げるところによるものとする。

ア 略

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,500円以内とする。これらの場合において、死体の一時保存のためにドライアイスの購入費等が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 略

(5) 略

12 略

(1) 略

(2) 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が138,700円以内とする。

(3) 略

13 略

第2 略

1 略

(1) 略

ア 略

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 15,700円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,800円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり 15,600円以内

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 16,600円以内

カ 大工 1人1日当たり 24,100円以内

キ 左官 1人1日当たり 24,200円以内

ク とび職 1人1日当たり 23,500円以内

(2)・(3) 略

2 略

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,400円以内とする。これらの場合において、死体の一時保存のためにドライアイスの購入費等が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 略

(5) 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が138,300円以内とする。

(3) 略

13 略

第2 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度

1 政令第4条第1号から第4号までに掲げる者

(1) 日当

ア 略

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 15,600円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,700円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり 15,500円

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 16,800円以内

カ 大工 1人1日当たり 23,400円以内

キ 左官 1人1日当たり 24,000円以内

ク とび職 1人1日当たり 23,300円以内

(2)・(3) 略

2 略